

5 基本方針の見直しについて

5-1 基本方針の見直しについて

5 基本方針の見直しについて

5-1 基本方針の見直しについて

- 現行計画の第5章公共施設等全体に関する基本方針に審議会で出た意見等を反映させて見直しを行います。
- 市民が安全・安心に利用できるよう適切に維持管理を行います。また、維持管理経費について○%の削減目標とします。
- 使用料については、定期的に見直しを図り、適正な使用料を設定します。
- 建築してから20年未満の公共施設については、施設の長寿命化に繋がるよう適正な管理を行い、ライフサイクルコストの縮減を図る観点で、「予防保全」の考え方による施設の点検・診断等を行い、計画的な維持管理・更新等を検討します。
- 原則として、新規整備・更新は総量が増えない範囲内で実施します。また、施設の機能が類似している場合は、集約化等を検討します。
- 新規整備・更新・大規模改修の際は、前後の運営費や維持管理経費を比べ、支出の状況についてデータを整理し、効果を検証します。
- 施設運営をモニタリングし、利用率が低い施設や偏った利用で特定の人の利益になっている施設は、運営方法や別の方法で同じようなサービスを提供することを検討します。
- 2050年までに二酸化炭素の実質排出量ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、老朽化している機器の更新時はLED化など高効率な省エネ設備の導入を推進します。また、施設の維持・更新等に当たってはZEB化の効果検証を行うなど、施設の脱炭素化に積極的に取り組みます。
- 収入を上げる方法として、アウトソーシングや発電のための屋根の貸付等を検討します。
- 廃止を検討する際は、民間や地元に譲渡し運営してもらうことを考慮し検討します。